

新規参入時の林業機械回送経費助成

財団は、財団が発注する委託（主伐・地拵）に新たに参入する経営体を支援するため、次の表の要件を満たす者を対象として、同表に定める経費について助成するものとする。

表 18 新規参入時の林業機械回送経費助成

対象者	助成率	対象経費
財団が発注する委託（主伐・地拵）に新たに参入する経営者	1 / 2 以内 (助成上限額 60, 000 円 ／経営体・回)	対象者が新たに参入した委託で使用する林業機械（対象者が保有するものに限る）を、当該委託の現場まで回送する際にかかる経費のうち、下記の経費を助成対象とする。なお、助成対象となる林業機械は、林業機械化促進事業で助成対象であるものとし、往路及び復路について助成対象とする。 （1）燃料代 （2）高速料金 （3）運搬車両のレンタル代 （4）委託費・運賃